

答申第 89 号
平成 21 年 5 月 25 日

兵庫県教育委員会 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による
提供の制限の例外について（答申）

「審議会の結論」

平成 21 年 2 月 12 日付け諮問第 6 号及び平成 21 年 5 月 1 日付け諮問第 1 号で諮問の
ありました標記のことについては、適当と認めます。

記

「適当と認める理由」

1 教育職員免許法上の個人情報取扱事務の概要

各都道府県教育委員会は、免許状を授与した者について免許状原簿を作成しており、そこには免許保有者の氏名、生年月日、本籍（都道府県名）又は国籍、免許状番号、免許状種別、授与年月日、授与権者、免許状の有効期間又は修了確認期限、修了確認・延期・免除認定等の年月日及び修了確認等番号、保有する他の免許状に係る個人情報（以下「本件個人情報」といいます。）が記録されています。

このたび、教育職員免許法が改正され、教育職員の免許状を有する者が、教育職員等である場合はその勤務地の都道府県教育委員会、上記 以外の場合は住所地の都道府県教育委員会が、免許管理者として免許状の更新、延長、失効、取上げ等の事務（以下、「免許更新事務等」といいます。）を行うこととされました（平成 21 年 4 月 1 日施行）。

免許管理者は、免許更新事務等を行うためには、更新対象者等が保有している免許状の内容を確認する必要がありますが、他の都道府県教育委員会が免許状を授与した者についても免許更新事務等を行うこととされていますので、事務を正確に行うためには、授与権者に本件個人情報の内容を照会しなければなりません。

2 教員免許管理システムの概要

教員免許管理システム（以下「本件システム」といいます。）は、授与権者である全国の都道府県教育委員会が本件個人情報をそれぞれ入力し、免許管理者である都道府県教育委員会がこれを随時参照しながら免許更新事務等を行い、本件システ

ムを通じて授与権者に当該事務を行った旨を通知して、授与権者が更新後の情報を入力するものです。

3 当審議会の判断

免許更新事務等を行うために本件システムを導入することは、オンライン結合により他の都道府県教育委員会という第三者に本件個人情報を提供することになることに加え、本人以外の第三者から本件個人情報を収集することになり、さらに本件個人情報を、免許状授与という当初の目的を超えて提供することにもなります。

このため、個人情報の保護に関する条例第6条第3項の「収集の制限（本人収集の原則）」、第7条第1項の「利用及び提供の制限」、第8条第1項の「オンライン結合による提供の制限」について例外取扱いをする必要があることから、本件諮問がなされました（なお、兵庫県教育委員会が授与権者として有している本件個人情報を免許更新事務等に利用することについては、教育職員免許法の改正により、法令等の定める目的内の利用となり、当審議会への諮問を要しないものです）。

(1) 収集の制限（本人収集の原則）の例外について

兵庫県教育委員会が、他の都道府県教育委員会が授与権者である者について免許更新事務等を行う際には、授与権者である都道府県教育委員会から免許状原簿に記録されている本件個人情報を収集する必要があり、本人以外の第三者から本件個人情報を収集することは、教育職員免許法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められます。

(2) 利用及び提供の制限の例外について

免許更新事務等においては、本県教育委員会と同様、他の都道府県教育委員会も本件個人情報を収集する必要があることから、他の都道府県教育委員会に本件個人情報を提供することも、教育職員免許法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められます。

(3) オンライン結合による提供の制限の例外について

ア 兵庫県教育委員会が免許更新事務を行うに当たっては、年間約4千人が、それぞれ複数枚の免許状の更新申請を行うことが想定されていますが、兵庫県教育委員会と他の都道府県教育委員会が授与した免許状は、ほぼ半数ずつであり、さらに年度末の短期間に免許更新事務が集中すると見込まれています（以下「更新事務の見込み」といいます。）

このため、兵庫県教育委員会が、本件個人情報を確認するために、本件システムを導入することは、教育職員免許法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められます。

イ 更新事務の見込みからして、都道府県教育委員会の間で文書により本件個人情報を照会、回答することは、事務の円滑な処理を行う上で大きな支障があると予測されるため、本件システムの導入により免許更新事務等を迅速・円滑に実施することができます。

ウ 本件システムを通じて他の都道府県教育委員会に提供される本件個人情報は、いずれも免許更新事務等に必要な情報に限られています。

また、本件システムはL G - W A N経由で利用するものであり、I D ・パスワードにより関係者以外はアクセスできないので、本件個人情報を閲覧できる対象者は限定されています。

また、不正アクセス防止のための技術的な安全対策も取られており、個人情報の保護に必要な措置が取られています。

なお、仮に本件システムに登録されている個人情報の誤りが判明した場合にあっては、免許管理者が授与権者に連絡し、授与権者がデータの修正を行うこととされています。

エ 以上のとおり、本件システムを導入すれば、文書照会等による場合に比較して、教育職員免許法に定められた免許更新事務等を、より迅速・円滑に実施することが可能となり、また、適切な個人情報保護措置が講じられていることから、オンライン結合により提供を行うことについては、公益上の必要性が認められるものです。

(4) 以上のことから、「審議会の結論」のとおり判断するものです。